

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第四条）</p> <p>第二章 温室効果ガス算定排出量の報告（第五条・第七条）</p> <p>第三章 割当量口座簿等（第八条・第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条・第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第四条 （略）</p> <p>第二章 温室効果ガス算定排出量の報告</p> <p>第五条～第七条 （略）</p> <p>第三章 割当量口座簿等</p> <p>（割当量口座簿の記録事項）</p> <p>第八条 法第三十一条第三項第四号の政令で定める事項は、算定割当量</p>	

についての処分の制限に関する事項とする。

(信託の記録の申請)

第九条 法第三十七条の記録(以下「信託の記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一 信託の委託者(以下「委託者」という。)から信託の受託者(以下「受託者」という。)(への算定割当量の移転により当該算定割当量が信託財産に属することとなる場合) 委託者

二 算定割当量が信託法(大正十一年法律第六十二号)第十四条に規定する受託者の得た財産に該当するものとして信託財産に属することとなる場合) 受託者

三 信託法第二十七条に規定する信託財産の復旧により算定割当量が信託財産に属する場合) 受託者

四 受託者の更迭があった場合) 信託法第五十条第一項に規定する前受託者(以下「前受託者」という。)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は信託法第五十条第一項に規定する新受託者(以下「新受託者」という。)(の管理口座

二 当該申請に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

三 委託者、受託者及び信託の受益者(以下「受益者」という。)(の氏名又は名称及び住所又は居所

四 信託管理人(信託法第八条第一項に規定する信託管理人をいう。以下同じ。)(があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託の目的

六 信託財産の管理の方法

七 信託の終了の事由

八 その他の信託の条項

3| 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があつた場合には、法第三十一条第三項第三号の信託財産である旨の記録として、前項第二号から第八号までに掲げる事項を記録するものとする。

(代位による申請)

第十条 前条第一項第二号又は第三号に掲げる場合には、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

2| 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る算定割当量が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第十一条 第九条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の申請は、同号に規定する移転に係る算定割当量の振替の申請と同時にしなければならない。

(信託の記録の抹消の申請)

第十二条 信託の記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一 算定割当量の移転により当該算定割当量が信託財産に属さないこ

となる場合 受託者

二 信託の終了により信託財産に属する算定割当量が移転すべきものとなる場合 受託者

三 受託者の更迭があつた場合 前受託者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 受託者又は前受託者の管理口座
- 二 当該申請に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

(同時申請)

第十三条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合においては、信託の記録の抹消の申請は、当該各号に規定する移転に係る算定割当量の振替の申請と同時にしなければならない。

(受託者の更迭)

第十四条 受託者の更迭があつた場合においては、前受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する算定割当量について新受託者への移転に係る振替の申請をするのと同時に、当該算定割当量について、第九条第一項第四号及び第十二条第一項第三号の規定による申請をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証明する資料を提出しなければならない。

2 信託法第四十二条第一項、第四十七条又は第七十二条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の更迭があつた場合においては、同法第五十条第一項に規定する新受託者も、前項前段に規定する申請をすることができる。

(嘱託による信託の記録の変更)

第十五条 裁判所は、信託管理人を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）が信託管理人を選任したときも、同様とする。

第十六条 前条の規定は、裁判所又は主務官庁が受託者を解任した場合に準用する。

第十七条 裁判所は、信託財産の管理の方法を変更したときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

2 前項の規定は、主務官庁が信託の条項を変更した場合に準用する。

(信託の記録の変更の申請)

第十八条 前三条に規定するもののほか、第九条第二項第三号から第八号までに掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、信託の記録の変更を申請しなければならない。

第四章 雑則

(手数料の額等)

第十九条 法第四十四条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなけ

ればならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十一条の六第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
イからニまでに掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき三十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円に〇・二メガバイトまでごとに三百七十円を加えた額

ハ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき七十円に〇・二メガバイトまでごとに三百七十円（法第二十一条の六第二項の開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写したものの交付をする場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円）を加えた額

ニ 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下ニにおいて同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。） 一件につき百円に〇・二メガバイトまでごとに三百五十円（開示請求に係る年度のファイ

ル記録事項のすべてを複写させる場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円を加えた額

二 法第三十二条第三項の管理口座の開設の申請をする者 二万九百円

三 法第三十四条第二項の振替の申請をする者 六千二百円

四 法第四十条の書面の交付を請求する者 五百三十円

2 前項各号で定める手数料は、申請書（同項第一号に掲げる者にあつては、法第二十一条の六第二項各号に掲げる事項を記載した書面）に収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、環境省令・経済産業省令で定める場合には、現金をもつて納めることができる。

3 第一項第一号に掲げる者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は環境大臣及び経済産業大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第四十四条の手数料を免除することができる。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第二十条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第二十一条の二第一項の規定による報告、法第二十一条の三第一項若しくは第二十一条の六第一項（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は法第二十一条の八第一項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところによ

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第八条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第二十一条の二第一項の規定による報告、法第二十一条の三第一項若しくは第二十一条の六第一項（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は法第二十一条の八第一項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより

り、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第二十一条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十一条の七(法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示を行うときは、法第二十一条の六第一項(法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第九条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十一条の七(法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示を行うときは、法第二十一条の六第一項(法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。